

## 助成・褒賞選考委員会規程

(目的)

**第1条** 公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団（以下「当財団」という。）は、当財団が行う助成事業及び褒賞事業の支援団体を選定する選考委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(委員会の事務)

**第2条** 委員会の事務は、次に掲げる事項を行うこととする。

- (1) 当財団が行う助成事業に係る支援団体の選定
- (2) 当財団が行う褒賞事業に係る支援団体の選定

(委員の構成等)

**第3条** 委員は、非営利目的活動に関し優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、理事会で選任した上で、代表理事が委嘱する。

- 2 代表理事は、委員の委嘱に際して当財団の理事及び監事（以下「役員」という。）並びに職員以外の者を過半数よりも多く委嘱するものとする。
- 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。

(選考会の設置等)

**第4条** 助成事業、褒賞事業ごとに選考会を設置する。

- 2 各選考会の委員は、委員のうちから、代表理事が選考会ごとに選任する。
- 3 各選考会の委員の定数は3名以上とする。
- 4 代表理事は、各選考会の委員の選任に際して当財団の役員及び職員以外の者を半数よりも多く選任するものとする。ただし、選考にかかる要項にて、申請から採否通知までが3週間以内と定めた助成事業及び褒賞事業の場合は、この限りではない。
- 5 代表理事は、各選考会の委員の選任に際して、選考会ごとに次に掲げる者を外部委員として委嘱し、選任することができる。ただし、その数は各選考会の委員から当財団の役員及び職員を除いた委員の3分の1を超えてはならない。
  - (1) 冠助成及び冠褒賞の寄付者又はテーマ提案型基金の設置申請者
  - (2) 代表理事が地域性やテーマの特異性から必要であると認めた者

(議長)

**第5条** 各選考会にそれぞれ議長を置く。

- 2 議長は、外部委員を含む委員のうちから、各選考会の委員の互選によりこれを定める。
- 3 議長は会務を総理し、選考会の議事を運営する。
- 4 議長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理する。

(選考会の会議)

**第6条** 各選考会は、必要に応じて代表理事が招集する。

- 2 各選考会は、当該各選考会に選任された委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、当財団の役員及び職員の委員並びに外部委員以外の者が、出席者の半数以上を占めなければならない。
- 3 会議の議事は出席した委員（外部委員含む）の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要と認めるときは、各選考会に委員以外の者の出席を求め、説明を聴くことができる。
- 5 各選考会は、緊急を要する場合等は、各選考会の委員（外部委員含む）の持ち回り（文章回答及びメール回答を含む）によって第2条に掲げる事務を行うことができる。
- 6 特に、助成事業の選考会においては、別添様式1に定める選考基準項目を用いて、第2条1号に掲げる事務を行うものとする。ただし、助成事業の内容に応じて、代表理事の決裁でもって選考基準項目を追加することができる。
- 7 特に、助成事業の選考会は、採択した団体に対して、助成事業報告書の提出及び報告会等への参加を求めるものとする。

(委員の除斥)

- 第7条** 委員（外部委員含む）は、第2条各号に掲げる事項に関し、自己若しくは3親等以内の親族の利害、又は、自己若しくは3親等以内の親族が役職員等を務める団体の利害に関係のある議事に加わることができない。
- 2 その利害の関係から議事に加わることができない委員が発生した場合の会議の議事は、当財団の役員及び職員並びに外部委員を除く出席委員の過半数の同意を条件として決する。

(理事会への報告)

**第8条** 各選考会での議決の結果は、当該選考会の直後に開催される理事会へ報告するものとする。

(謝金等)

**第9条** 委員には、その職務執行の対価として謝金等を支給することができる。謝金等の基準については、「謝金支払規程」を準用する。

(守秘義務)

**第10条** 委員（外部委員含む）は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。委員（外部委員含む）の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

**第11条** 委員会及び各選考会の事務は、当財団の事務局が行うものとする。

- 2 事務局の職員は、委員会、選考会及びその他の事務処理を通じて知り得た事項を他に漏らしてはならない。

(雑則)

**第12条** この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は代表理事が定める。

2 この規程に定めるもののほか、各選考会の運営に関し必要な事項は議長が定める。

(改廃)

**第13条** この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、2023年12月21日より施行する。(2023年12月20日理事会決議)

附 則

この規程は、2024年8月1日より変更施行する。(2024年6月19日理事会決議)

(別添様式1) 選考基準項目

公益財団法人たかまつ讃岐てらす財団

選考基準項目

選考委員名

---

申請事業番号(別紙参照)

---

項目	観点	◎△×
① 公益性	公益に関する種類の事業であって、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与するか	
② 必要性	地域の課題やニーズをとらえた内容であるか	
③ 効果・影響	事業活動によるめざす効果(活動後にどのような状態になるか)が明確であるか	
④ 計画の適切性	実施スケジュールが明確であり、現実的な内容であるか	
⑤ 地域性	事業の実施地域が明確であるか(香川県内であること)	
⑥ 計画の実現性	事業実施に必要な体制が整っているか(人員、機材、能力等)	
⑦ 継続性	助成終了後も事業の継続や発展が期待できるか	
⑧ 予算の妥当性	計画に応じ予算の計画が適切か	

◎(3点)	市民、寄付者に必要な説明ができ、十分な効果や地域の課題解決に資する成果を発揮できる
△(1点)	一定の効果は見込まれるが、事前に確認や助言が必要である(※コメント欄に記入)
×(0点)	市民、寄付者に説明責任を果たせない

コメント

---